

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 基本的な考え方

- 身体的拘束は原則として廃止すべきものであり、利用者の尊厳ある生活を守るため、最大限の努力をもって排除に取り組む。
- 「やむを得ない」状況であっても、安易な拘束を行わず、常に代替手段を検討する。
- 施設全体で共通認識を持ち、創意工夫をもって拘束ゼロを目指す。
- ケアヴィラ伊丹及びケアホーム伊丹の両事業において共通するものとする。

2. 身体的拘束適正化委員会の設置

- 「事故身体安全虐待防止委員会」を設置し、3ヶ月に1回以上開催。
- 委員会では以下を検討：
 - 身体的拘束の発生状況と手続きの妥当性
 - 虐待や拘束の兆候の調査と対策
 - 教育研修の企画・実施
 - 日常ケアの見直しと尊厳あるケアの推進

3. 職員研修の方針

- 年2回以上の定期研修を法定研修として実施。1年を半期に別けてオンデマンドで実施する。また委員は必要に応じて個別に実施する。
- 新規採用者には1年以内に研修を実施。基本的には入職時に書面を基に研修する。
- 必要に応じてサービス担当者会議にて提案する。

4. 身体的拘束の報告と対応

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は禁止。
- 緊急時には「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たす必要がある。
- 拘束実施時は、利用者・家族への説明と同意を得る。
- 拘束の記録を整備し、解除に向けた努力を継続する。

5. 利用者・家族への情報提供

- 指針は施設内およびホームページで常時閲覧可能とする。
- 利用者・家族に対して、拘束に関する説明責任を果たす。

令和4年10月1日 介護医療院 ケアヴィラ伊丹